

議会改革検討会議報告書

令和3年3月25日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において次の事項について検討した結果を、次のとおり報告する。

【検討事項】

- I 議会基本条例の見直し等について
- II 神奈川県議会業務継続計画（議会BCP）の策定について

【検討結果】

I 議会基本条例の見直し等について

(1) 危機的事象への対応について

本検討事項については、令和2年12月4日付け中間報告書で報告したとおりであるが、中間報告以降、神奈川県議会基本条例に大規模な災害その他の緊急事態への県議会としての対応について規定するため、同日付けで、当会議の委員全員が提出者となって、神奈川県議会基本条例の一部を改正する条例案を議長に提出した。

審議の結果は、12月17日の本会議で全会一致で可決、成立し、12月25日に公布、施行されたところである。

(2) 議会ICT化への対応について

一層の推進を図るためには、条例の中に条項を追加することが望ましいとも考えられるが、ICT化の取組を推進することにより、条例に掲げられた県民への情報提供の実現などに十分つながると考えられることから、取組の一層の推進を図ることに重点を置くこととする。(中間報告書のとおり)

(3) 議会バリアフリー化への対応について

一層の推進を図るためには、議会ICT化への対応と同様に、条例化することも考えられるが、バリアフリー化の取組を推進することにより、条例に掲げられた県民参加の推進等につながると考えられることから、取組の一層の推進を図ることに重点を置くこととする。(中間報告書のとおり)

II 神奈川県議会業務継続計画（議会BCP）の策定について

1 趣旨

議会基本条例の一部改正を受け、令和3年1月12日の団長会において、議長から、条例改正に伴う具体的な対応として、神奈川県議会業務継続計画（議会BCP）の策定に向けて当会議で検討するよう依頼された。

当会議では、中間報告書で今後の検討課題とされた事項等も参考に、他の自治体の議会における事例の確認や掲載項目など、令和3年2月10日から3月25日まで、5回にわたり検討を行い、その結果、次のとおり結論を得た。

2 検討結果

当会議において検討した結果、神奈川県議会業務継続計画（議会BCP）（案）については、別添のとおりとすることで決定した。

内容については、自然災害等への対応に加え、今般の新型コロナウイルス感染症に対して本県議会が行った対応も踏まえ、感染症への対応についても盛り込んだ。

まずは策定することを第一に検討を進めたため、項目によっては、より深い議論が必要な項目もあると考えられるが、こうした項目については、今後、運用していく中で必要に応じて見直しを行い、内容を更新していくことが重要である。

なお、神奈川県議会業務継続計画（議会BCP）の策定に関連し、神奈川県議会議員災害等対応必携カードについては、今後、内容を改正する際には、サイズを縮小したりデジタル化することも含め、携帯の利便性の向上に資するよう検討することが望ましいと考える。

神奈川県議会業務継続計画（案）

（神奈川県議会BCP）

令和3（2021）年 月

神奈川県議会

目 次

1	目的	1
2	対象とする緊急事態	2
3	議会、議長、議員及び議会局の役割と対応	3
4	執行機関との関係	7
5	市町村や国との関係	7
6	緊急事態への備え	8
7	緊急事態発生からの基本的な対応	9
	資料編	13
	参考資料 1 (地震発生時の議会運営フロー)	14
	参考資料 2 (感染症への対応について)	21
	参考資料 3 (国における業務継続計画及び事業継続計画の定義)	28
	参考資料 4 (神奈川県議会 緊急事態に関連した例規)	29

1 目的

この計画は、神奈川県議会基本条例第11条第2項の規定に基づき、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際しての、県議会における議会や議員等の役割や対応等を定めることにより、緊急事態発生時においても、県議会が議会活動を継続し、二元代表制の一翼として、議事機関、県民代表の機関としての機能を発揮し、もって緊急事態の早期復旧に資することを目的とする。

(参考) 神奈川県議会基本条例 (抄)

(大規模な災害その他の緊急事態への対応)

第 11 条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(参考)

<策定の背景>

令和元(2019)年、台風15号や19号といった県内各地に甚大な被害をもたらす災害が発生し、また、令和2(2020)年1月には新型コロナウイルス感染症が発生し、4月に緊急事態宣言が発出されるなど、近年、県民の生命、身体、財産を脅かす危機的事象が連続して発生した。

このため、令和2(2020)年7月の団長会において、議長から、今後も発生が懸念される危機的事象に県議会としてどう対処していくべきか、議会改革検討会議に検討が諮問された。

検討の結果、神奈川県議会基本条例を改正し、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」を位置付けること等が報告され、この報告を受け、12月に同条例の一部改正案が提案され、全会一致で可決、成立し、12月25日に施行された。

同条例の改正を踏まえ、令和3(2021)年1月に、団長会において、議長から、引き続き、県議会として必要な体制の整備その他の措置を講ずるため、議会改革検討会議において神奈川県議会業務継続計画(議会BCP)の検討が諮問され、検討が重ねられた。

2 対象とする緊急事態

この計画（以下「本BCP*」という。）は、議会基本条例第11条第1項に規定する「大規模な災害その他の緊急事態」（以下「緊急事態」という。）であって、執行機関に災害対策本部等の災害対応組織（以下「災害対策本部等」という。）が設置される緊急事態を対象とする。

また、適用にあつては、災害対策本部等が設置されている間、議長の判断により適用するものとする。

*「BCP」については、資料編「参考資料3」（P28）参照。

緊急事態	設置基準	県に設置される組織
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模な災害が発生（県内最大震度5弱以上）等①* ・県内最大震度6弱以上の観測②* ・大津波警報の発表② ・県内全域に大規模な災害が発生② 	災害対策本部
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮警報の発表、かつ、大規模な災害が発生等① ・大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、高潮特別警報の発表又は見込み① ・県内全域に大規模な災害が発生② 	
南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表① 	
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に大規模な災害が発生① ・県内全域に大規模な災害が発生② 	
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストにおいて毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出したとき 	
国民保護措置 （武力攻撃事態）	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部）に準じた対応を行う必要がある場合 ・国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部）設置通知を受けたとき 	国民保護対策本部
感染症 （新型インフルエンザ等、新型コロナウイルス感染症等）	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生期（県内未発生期）や県内発生早期など、感染拡大の状況に応じて、政府対策本部が設置され、県対策本部が設置されたとき（法定） ・法に基づかずに県が任意で対策本部を設置したとき 	新型インフルエンザ等対策本部、 新型コロナウイルス感染症対策本部

*①は第1次本部体制、②は第2次本部体制を表す。

※ 大規模な火事や事故等、上記以外の緊急事態で、議長が本BCPを適用する必要があると認める緊急事態も対象とする。

（例）上記基準に満たない緊急事態で、県内に相当規模の被害が発生し又は発生するおそれがあり、災害対策本部等が設置された場合等

（参考）神奈川県議会議員災害活動要綱第2条、神奈川県災害対策本部要綱、神奈川県危機管理規則、神奈川県新型インフルエンザ等対策本部要綱、神奈川県配備編成計画策定要領、災害応急要員必携カード

3 議会、議長、議員及び議会局の役割と対応

緊急事態発生時においても、県議会がその機能を停止することなく、議事機関、県民代表の機関としての役割を果たすため、議会、議長、議員及び議会局は、それぞれの役割を果たし、緊急事態への対策に向け、迅速かつ適切に対応する。

(1) 県議会の役割と対応

県議会は、緊急事態発生時にあっては、被災状況の確認や、被災地の要望の把握を行い、執行機関の緊急事態関連予算編成に対する要請を経て、提案された補正予算等の審議を行い、その成立後には緊急事態への対策の進捗確認や防災・減災対策への提言といった役割が求められる。

また、広域自治体として、被災市町村の要望を把握し、激甚災害指定をはじめとする財政的な支援等を国に対して要請していくことも求められる。

県議会の役割	緊急事態発生時における役割
①県の意思決定	条例・予算等の議案審議
②政策立案等	緊急事態関係予算への要望、国等への要望
③意見書・決議等による意見表明	
④行財政運営の監視・評価	緊急事態対策の効果の点検・監視・評価 防災・減災対策の検討
⑤議会活動による課題等の把握、 県民への説明	被災状況の確認、現地の要望の把握 緊急事態対策、議会活動の広報

以上を踏まえ、県議会は、次の対応をとる。

ア 議会災害等対策会議の開催

県議会は、県に災害対策本部等が設置された場合、議長の判断の下、議会災害等対策会議*を開催し、県議会としての対応や取組方針等について協議する。*会議の構成、協議事項等は、議会災害等対策会議要綱参照。

イ 予算・条例等の議案審議

県議会は、議事機関としての役割を果たすため、執行機関から提案された予算や条例等の議案の審議、議決を最優先で行う。

ウ 被害状況、要望等の把握及び執行機関への提言

県議会は、議員による緊急事態への対応活動を通じて得られた地域の被害状況や県民・県内自治体の要望等を集約し、把握した様々な情報等について、議会災害等対策会議や議会運営委員会等において協議、調整の上、その結果を執行機関へ情報提供するとともに、復旧・復興に関する提言等を行う。

エ 国等への働きかけ

県議会は、議会として把握した被害の状況や被災地域の要望等を踏まえ、必要に応じ、議会運営委員会や常任委員会等において協議、調整の上、国へ要望等を行うほか、国会や関係行政庁に対し、意見書の提出を行う。

(2) 議長の役割と対応

議長は、県議会の代表として、緊急事態発生時においても県議会がその機能を維持することができるよう、適宜、議会局長に指示を行うとともに、次の対応をする。なお、議会の運営に関しては、法令の定めるところによる。

ア 議員の安否確認及び情報提供、情報の受伝達

議長は、緊急事態が発生したときは、議員の安否確認を行うとともに、当該緊急事態に係る情報を適時的確に提供する。

イ 議会災害等対策会議の招集、開催

議長は、県に災害対策本部等が設置された場合、議会災害等対策会議を開催することが適当と判断した場合は、招集し、県議会としての対応や取組方針等について協議する。

ウ 議長の職務代行

議長に事故がある場合は、副議長がその職務を代行する。

議長及び副議長ともに事故がある場合は、別に定めがある場合を除き、議会運営委員会委員長が議長の職務を代行する。

(3) 議員の役割と対応

議員は、県民の代表として、県民の多様な意見を把握し、会議等での審議を通じて、県民の意思を的確に県政に反映させるとともに、県民に説明する役割が求められている。

緊急事態発生時における議員の役割としては、①地域の一員である地元議員としての役割、②県議会の構成員としての役割がある。

なお、会期中及び閉会中に緊急事態が発生した場合の基本的な対応はP10、P11の表に記載のとおりである。以上を踏まえ、議員は次の対応をとる。

ア 安否情報等の連絡

県議会が緊急事態発生時における役割を果たすため、その構成員である議員は、次により、速やかに自己の安否及び罹災状況等について、議長に連絡する。

(7) 議会局による安否確認

緊急事態発生時に、議会局から安否確認メールが送信された場合は、メールへの安否状態の登録により、自己の安否及び必要に応じて罹災状況等について報告を行う。

議会局は、安否確認メールで議員の安否等を確認できない場合は、電話等、他の連絡手段により、安否確認を行う。

安否確認メールが自動送信される場合

・ 県内に震度6弱以上の地震が発生した場合

議会局が安否確認メールを手動送信する場合

・ 自動送信以外の場合で、緊急に議員の安否確認を行う場合等

参考

(4) 議員からの安否連絡

安否確認メールやその他の通信手段等の活用により、議員からも可能な限り議会局に安否連絡を行う。

なお、閉会中に緊急事態が発生し、被災により情報通信回線や交通環境が遮断された場合には、急遽、臨時会等を開催することになっても、議員は、安否情報の連絡や参集、登庁が物理的にできないことも想定される。このような場合には、県内にいる場合は、各地域県政総合センターに設置される県現地対策本部や、最寄りの県機関、市町村役場等を通じて、また、県外にいる場合は、最寄りの官公庁に相談するなどして、その状況下でとりうる最善の方法により、自己の安否状況等を、議長や会派団長、議会局にできるだけ速やかに連絡し、対応を図るものとする。

※ 障害発生により連絡ができない場合は、障害の回復を待って速やかに連絡する。

イ 地域の一員としての活動

議員は、緊急事態発生後の初期の段階で、県議会の活動が決定しない間については、議長から参集指示があるまでは、自らの安全を確保し、緊急事態の状況を確認し、地域の一員として、地域における緊急事態への対応活動に努める。

ウ 被災地域の住民の声の収集・把握

県民の意思を集約して県政に反映させるという議員活動の基本に鑑み、議員は、県民や事業者等の要望の把握等に努める。

その際、県民感情に十分配慮するとともに、県民や事業者の緊急事態への対応や復旧活動の支障にならないよう、十分配慮する。

エ 地域における要望事項等の伝達

議員は、緊急事態の発生から議長が適当と認めるまでの間において、緊急事態への対応活動に伴う要望等を行う場合は、個人の生命に緊迫した危険があるときを除き、緊急事態の状況に応じて、議会部災害情報センター*（設置されていない場合は議会局）に伝達する。

*「議会部災害情報センター」については、(4)エ参照

オ 議会活動の優先

議員は、地域における活動と議会活動（本会議、委員会等への出席等）が競合する場合は、県議会が議事機関、県民代表の機関としての役割を果たせるよう、議会活動を優先する。

(4) 議会局の役割と対応

議会局は、議長の指示の下、緊急事態発生時においても議会活動が継続できるように、議会、議長及び議員を補佐する。

ア 議員の安否確認

緊急事態が発生したときは、議会局長は、その状況に応じ、安否確認メール等（電話や電子メール等を含む。）により、議員の安否確認を行う。

（参照）P 5 「(3)ア(7)議会局による安否確認」

イ 議員との情報の受伝達

緊急事態が発生したときは、議会局長は、速やかに緊急事態に係る情報を議長及び副議長に報告する。

また、議会局は、議長の指示を受けて、議員に対して、正確かつ適時に緊急事態に係る情報を提供し、議長の指示等を伝達する。

ウ 議会部災害対策要綱に基づく活動

執行機関に災害対策本部等が設置された場合、議会局は、神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱（以下「議会部災害対策要綱」という。）に基づく活動*を行う。

* 配備編成計画による職員の緊急参集、議会部災害情報センターの設置、災害情報の受伝達等

エ 議会部災害情報センターの設置、運営

議会局は、議会局に議会部災害情報センターを設置した場合*は、議長の統括の下、緊急事態に係る情報収集や議員への適切な情報提供、議員からの緊急事態に関する情報や要望・要請等の一元管理を行う。

（参考）災害対策本部等が設置された場合に必要に応じて設置（議会部災害対策要綱第6条）。

オ 執行機関との情報受伝達、災害対策本部等の会議への出席等

議会局長は、執行機関に災害対策本部等が設置された場合、本部会議に出席し*、情報収集等の活動を行う。また、災害対策本部等との間において、円滑な情報の受伝達を行い、県議会の意思を的確に伝達する。

* 議会局長は、災害対策本部、新型インフルエンザ等対策本部、国民保護対策本部等に本部員として参画している。

カ 非常時優先業務の実施

議会局は、緊急事態の状況に応じ、神奈川県業務継続計画に基づく非常時優先業務を行う。

(主な業務) 正副議長・各会派団長・議員との連絡調整、議会部災害情報センター設置、議会災害等対策会議等の会議の開催調整、議会の情報提供、予算の経理、国等への要望等

4 執行機関との関係

県議会は、緊急事態発生時、執行機関が初動体制や応急対応に専念できるよう、次の事項に留意する。

(1) 執行機関の緊急事態対応を優先するための議事運営、業務遂行上の配慮

緊急事態発生後の被災状況の把握や緊急対策の検討等を行う段階においては、執行機関の意向を確認し、休会や、出席理事者の縮小（欠席）、要望の一元化など、執行機関が緊急事態への対応を優先することができるよう、議事運営、業務遂行上の配慮をする。

(2) 速やかな予算執行等を可能とする柔軟な審議方法の採用

緊急事態関係の条例・補正予算等の議案審議に当たっては、速やかな事務執行や予算執行等ができるよう、条例・予算案の説明、議案の提案、委員会審査、本会議議決等の日程などの審議方法について、執行機関の意向を考慮し、柔軟に対応する。

5 市町村や国との関係

(1) 市町村との関係

県議会は、広域的地方公共団体の議会として、被災市町村の被災状況や、要望事項等の把握に努め、必要に応じ、執行機関に対する要請や国の関係省庁等への要望等を行うなど、市町村の災害対応への支援に努める。

(2) 国等との関係

政府調査団の来訪時の要望書の提出や、国会、関係行政庁への意見書の提出等を行うことにより、被災地の復旧や被災者の生活再建、災害に強い地域づくり等に向けた国への要望提案活動を積極的に行う。

6 緊急事態への備え

(1) 議会施設が使用できない場合の対応

ア 代替施設や場所の確保

議会施設が、物理的な損壊又はその他の事情（感染症のクラスター発生等）により、その一部又は全部を使用することができない場合、執行機関等に代替施設や場所を確認し、確保することになると想定される。代替施設や場所の確保に当たっては、次の順で確認するものとする。

第1順位 本庁舎大会議場、本庁舎近隣の県の施設

第2順位 本庁舎の屋外（新庁舎ピロティ*、本庁舎駐車場等）

第3順位 県内の県の施設

第4順位 県内自治体の庁舎や議会施設などの施設（可能な場合）

*新庁舎1階の本庁舎側にある屋根のある車寄せの場所

参考

～本庁舎の耐震性能について～

大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、平成25年2月に策定した「本庁舎耐震対策基本構想」に基づき、本庁舎地震・津波対策を実施し、次のとおり本庁舎の耐震性が確保されている。

【耐震性能】

本庁舎	耐震	○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保
新庁舎(エネルギーセンター棟)	免震	
東庁舎	免震	
西庁舎	制震	

【津波】

県作成の津波浸水予測図（平成24年3月）では、最大の津波規模である慶長型地震の場合、横浜港沿岸に最大4.3mの津波が到達し、第二分庁舎の浸水深は最大で1.2mとされている。

（出典）「本庁舎における大規模地震・津波、火災時等の避難マニュアル」神奈川県総務局（令和元年5月23日）より

イ オンラインによる会議開催の環境整備

本会議以外の委員会、協議・調整の場等について、オンラインで会議を開催できるよう環境を整備する*。

なお、議員のモバイルパソコン上でもオンライン会議ができるよう、議員のモバイルパソコンにはオンライン会議に必要なアプリを導入する。

* 平時から通信環境や議会クラウドの維持管理など、会議開催に当たって必要となる環境の整備を図るものとする。なお、オンライン会議開催に当たり、法令・規則等や通信環境等において課題がある場合には、その課題を解決する必要がある。

(2) 緊急通行車両の指定

正副議長車及び議会局が管理する共用車について、緊急通行車両の事前届出を行い、緊急事態発生時には、同届出に基づき、緊急通行車両確認証明書と確認標章の交付を受ける。

(3) 平時の訓練

緊急事態発生時に備え、議員及び議会局職員は、本BCPについて理解を深めるとともに、緊急事態への対応に係る訓練を定期的に行うものとする。

(例) 議場からの退出訓練

安否確認メールによる安否確認連絡訓練

(4) 物資の備蓄

緊急事態発生時に備え、議会局に物資を備蓄する。

ア 食料品

主食系の食糧、飲料水

数量は、議員、傍聴者用*として、3日×3食分

*職員用は防災担当部局で備蓄（食糧及び飲料水3日分）

イ 資機材

その他緊急事態発生時に備蓄しておくことが必要と思われるもの

(例) 毛布等暖房用具、救急セット等

ウ 感染症対策資材

感染予防、感染拡大防止対策に必要なもの

(例) 不織布マスク、手指消毒剤、中性洗剤、ウエス、ディスポーザブル手袋等、非接触型体温計、飛沫感染防止用アクリル板

(5) 神奈川県議会議員災害等対応必携カードの携行

議員は、「神奈川県議会議員災害等対応必携カード」を常に携行する。

(6) 議会クラウドのデータのバックアップ

議会局は、議会クラウドのデータのバックアップを行う。

(7) 本BCPの見直し

本BCPは、必要に応じて、団長会において見直しを行う。

なお、字句修正等、軽微な事項の修正は、議長において行う。

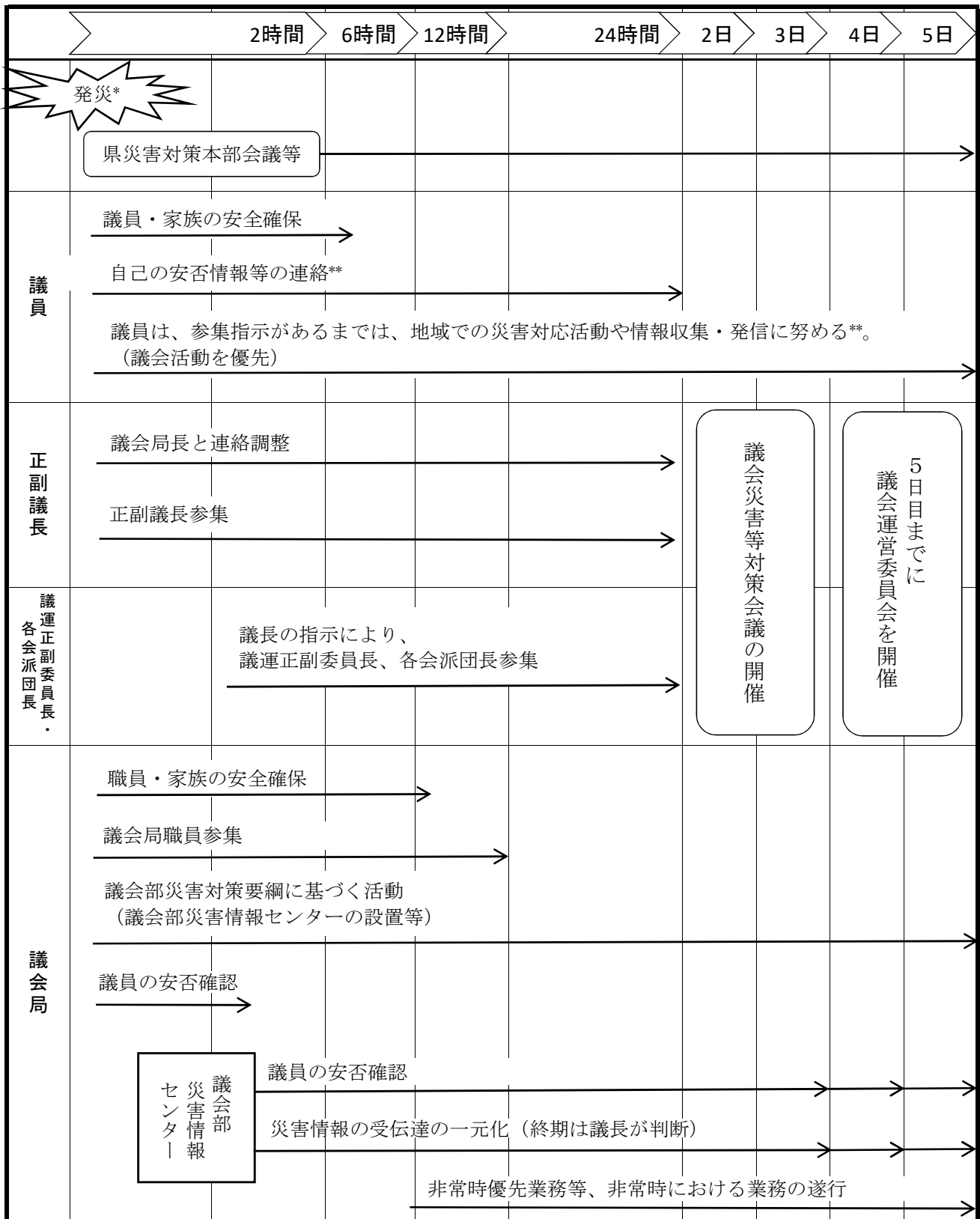
7 緊急事態発生からの基本的な対応

緊急事態発生時には、基本的に、10ページ記載のとおり対応する。

また、議員が登庁している場合（傍聴者や来庁者がいる場合を含む。）は、これに加え、発災直後からの対応が必要となるが、これについては、11ページ記載のとおり対応する。

なお、対応の具体例として、「地震発生時の議会運営フロー」及び「感染症が発生した場合の対応」を、13ページ以降の資料編に参考資料としてまとめた。

緊急事態発生時における基本的な対応




* P2「2 対象とする緊急事態」参照。

** 閉会中に緊急事態が発生し、被災により情報通信回線や交通環境が遮断された場合には、県内にいる場合は、各地域県政総合センターに設置される県現地対策本部や、最寄りの県機関、市町村役場等を通じて、また、県外にいる場合は、最寄りの官公庁に相談するなどして、その状況下でとりうる最善の方法により、自己の安否状況等を、議長や会派団長、議会局にできるだけ速やかに連絡し、対応を図るものとする。

※災害の規模や被災状況等により上記対応の時系列は変化することが想定されるため、臨機に対応する。

(参考) 議員が登庁している場合の発災直後からの対応
(傍聴者や来庁者がいる場合を含む。)

		発災直後	放送指示による行動や対応協議					
		 発災* <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県災害対策本部会議等</div>						
会議開催中 (本会議・委員会等)	議員	議長、委員長等は会議を暫時休憩 → 議員は、議長、委員長等及び庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保、控室(放送の指示があった場合は指示された場所)へ避難) → 議長、委員長等は、関係者(議運正副委員長、正副委員長、議会局長等)と再開、閉会等を協議****。 →						
	傍聴者	傍聴者は、議長、委員長等、議会局及び庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保、傍聴者控室(放送の指示があった場合は指示された場所)へ避難) →						
	** 議会局	職員は、議長、委員長等及び庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保、安全確認後、議長、委員長等の指示に従い、議員、傍聴者を避難誘導。室内から退出後、自室(放送の指示があった場合は指示された場所)へ避難) →						
(会議非開催中 (休憩中等))	議員	議員は、庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、自室(正副議長室、控室等)へ避難*** (放送の指示があった場合は指示された場所へ避難)。) →						
	傍来 聴庁 者者	傍聴者、来庁者は、庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、傍聴者控室、控室等へ避難(放送の指示があった場合は指示された場所へ避難)。) →						
	議会局	職員は、庁内放送の指示***により行動。 (身の安全を確保し、その場で待機。安全確認後、放送の指示により、議員、傍聴者を避難誘導し、自室に戻る(放送の指示があった場合は、避難誘導後、指示された場所に避難)。) →						

* 緊急地震速報、地震発生、風水害に関する特別警報、火山噴火、Jアラート(ミサイル発射情報)等

** 議案説明会、団長会、協議・調整の場、議連等を含む。

*** 地震発生時は、原則としてその場にとどまる。火災発生時は原則として本庁庁舎駐車場に避難する。
津波警報発令時は2階以上に避難する。

**** その後、必要に応じ、議運正副委員長の判断により議会運営委員会を開催し、今後の議会運営について協議。

※災害の規模や被災状況等により上記対応の時系列は変化することが想定されるため、臨機に対応する。

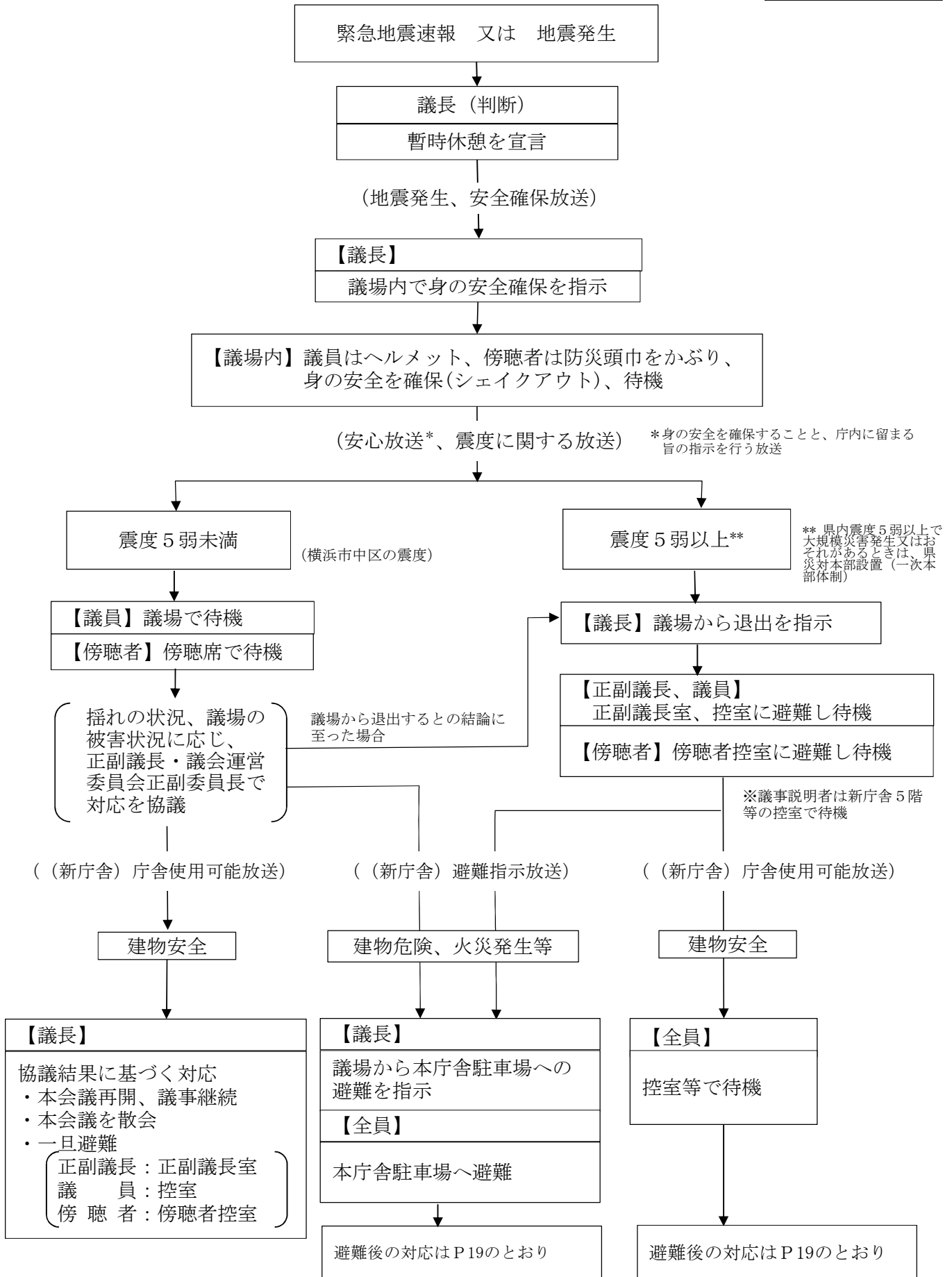
余白

資料編

地震発生時の議会運営フロー

参考資料 1

(1) 本会議開会中

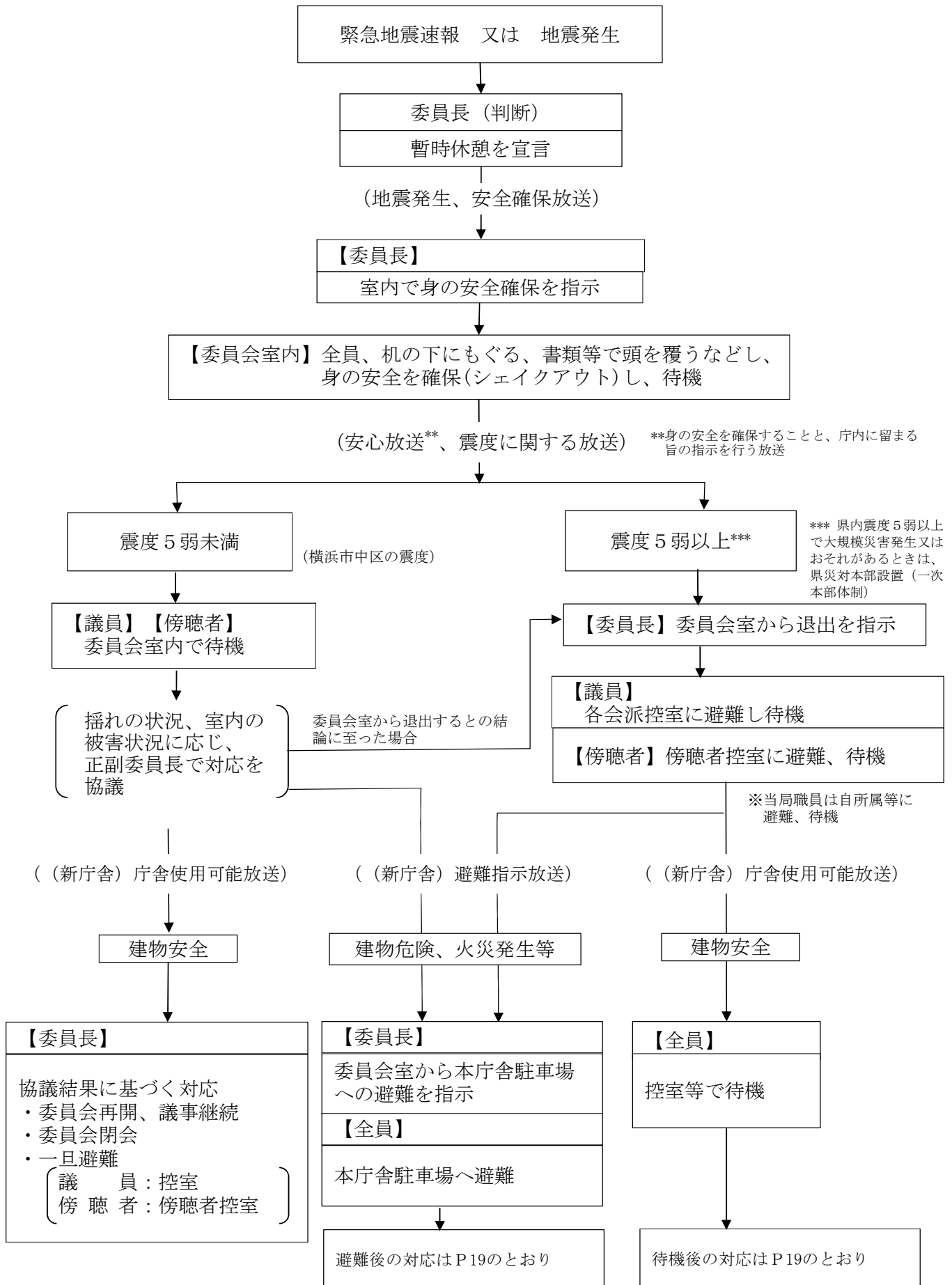


* 議案説明開会中の対応は、上記に準じる。

* 避難後又は待機後の傍聴者及び来訪者の対応については、本庁舎防災本部（神奈川県本庁舎消防計画に基づく自衛消防組織。以下同じ。）の指示に従う。

(2) 委員会*開会中

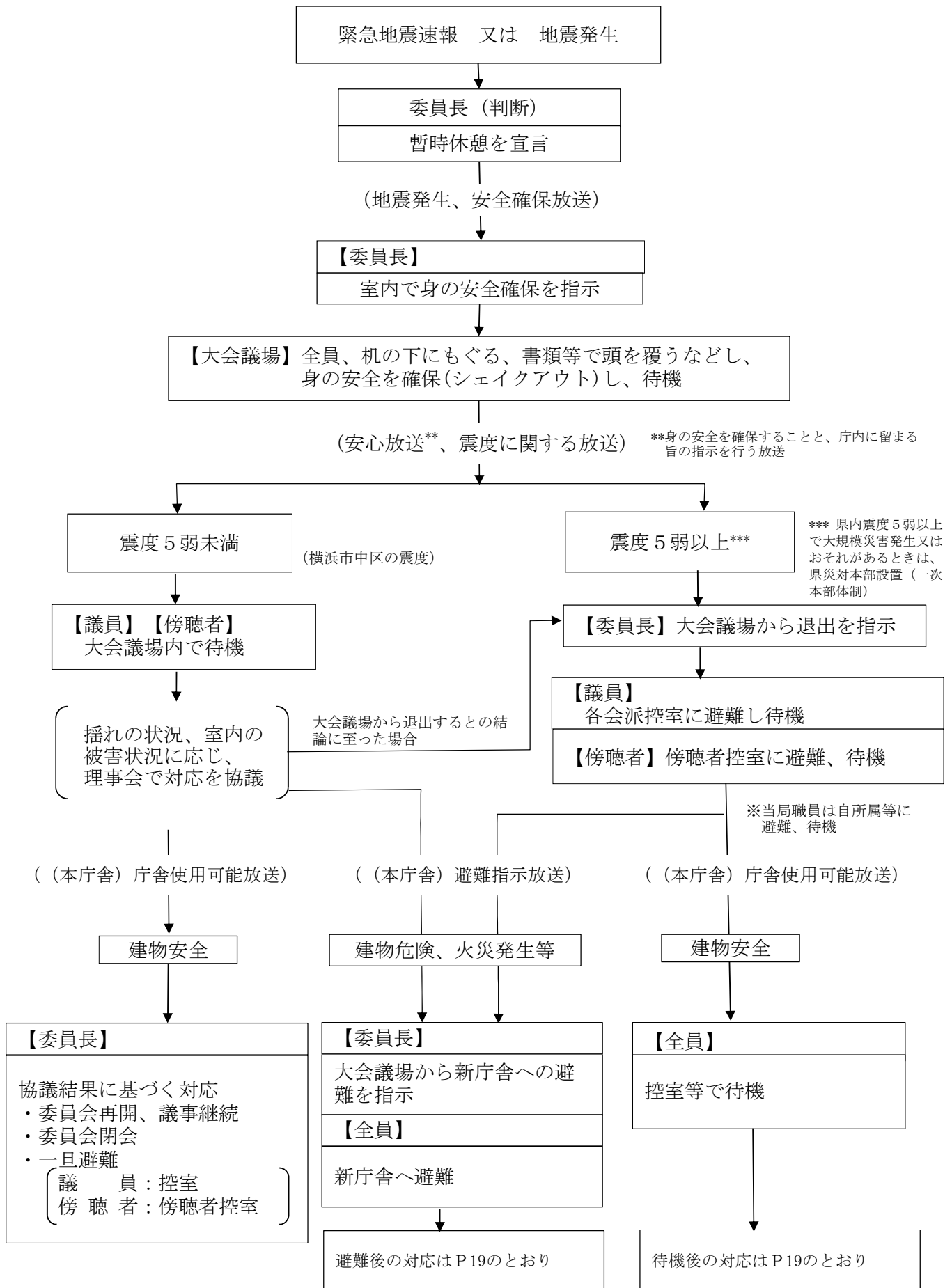
*議会運営委員会、常任委員会、特別委員会等（予算委員会は除く）。



*団長会、議連等開会中の対応は、上記に準じる。

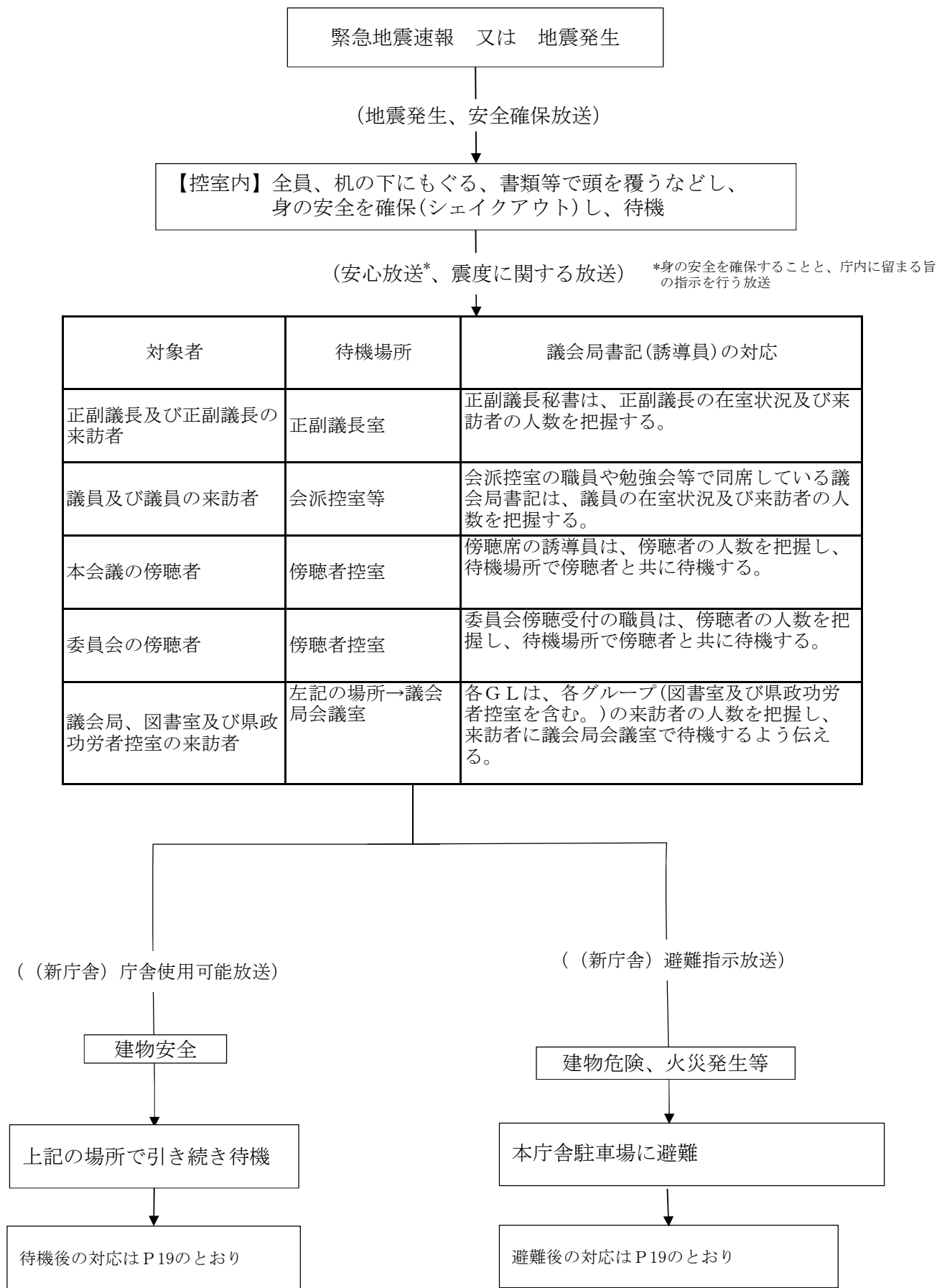
*避難後又は待機後の傍聴者及び来訪者の対応については、本庁舎防災本部の指示に従う。

(3) 予算委員会開会中



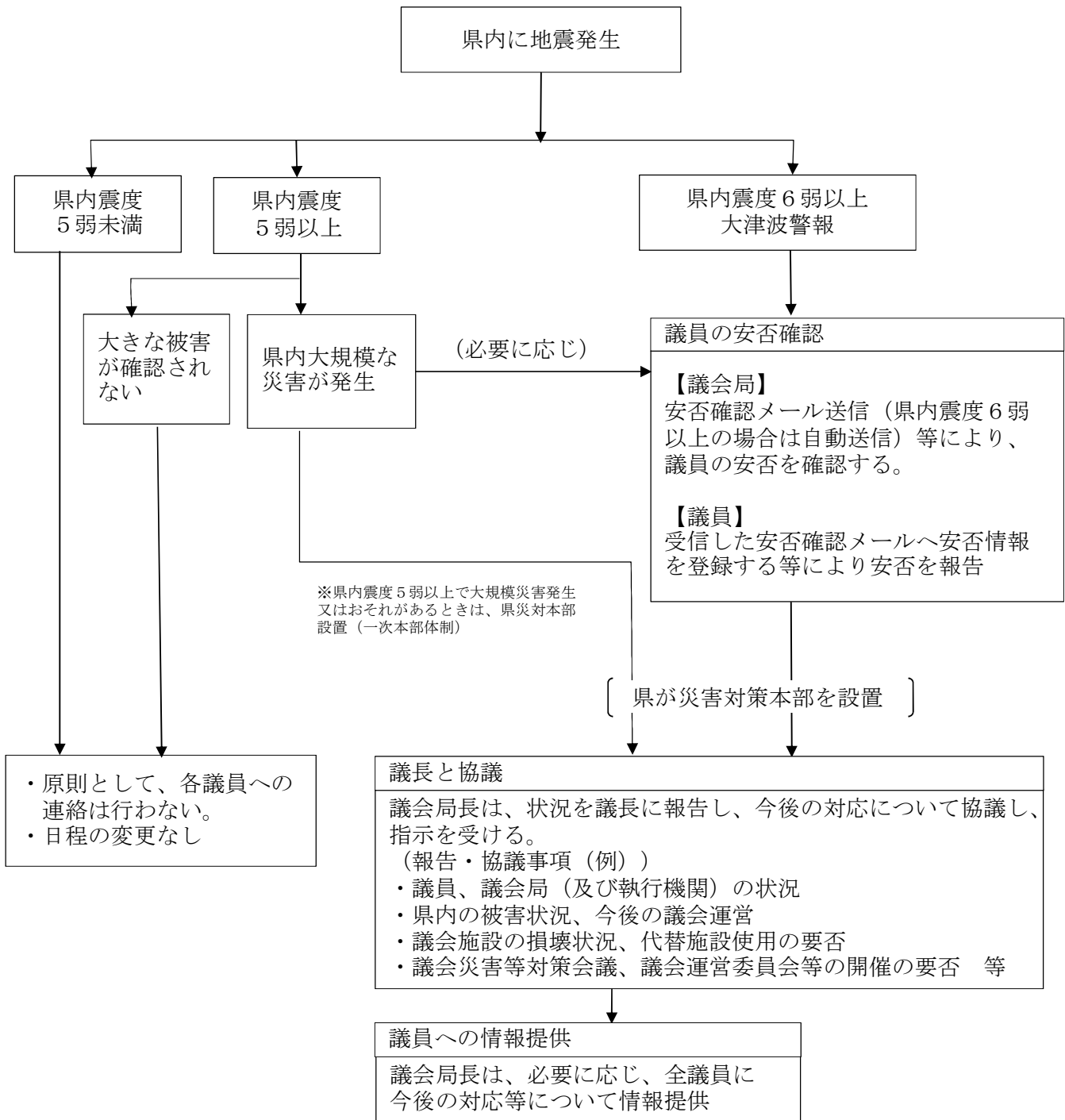
*避難後又は待機後の傍聴者及び来訪者の対応については、本庁庁舎防災本部の指示に従う。

(4) 会議・委員会休憩中や休会日（議員や県民が庁内にいる場合）



*避難後又は待機後の傍聴者及び来訪者の対応については、本庁庁舎防災本部の指示に従う。

(5) 会期中夜間、休会日、閉会中で、議員や県民が庁内にいない場合



(6) 避難後、待機後の対応

ア 本庁舎駐車場に避難した場合

① 本会議開会中（休憩中）

- ・本庁舎防災本部の指示に従う。
- ・正副議長、議会運営委員会正副委員長は、使用可能な施設内外で、再開、散会、今後の日程等について対応を協議する。協議結果は議員、避難者に連絡する。

② 委員会開会中（休憩中）

- ・本庁舎防災本部の指示に従う。
- ・正副委員長は、使用可能な施設内外で、再開や閉会等の対応を協議する。協議結果は議員、避難者に連絡する。

イ 新庁舎内で待機した場合*

*予算委員会で新庁舎に避難した場合を含む。

① 本会議開会中（休憩中）

- ・本庁舎防災本部の指示に従う。
- ・正副議長、議会運営委員会正副委員長は、再開、散会、今後の日程等について対応を協議する。協議結果は議員、避難者に連絡する。

② 委員会開会中（休憩中）

- ・本庁舎防災本部の指示に従う。
- ・正副委員長は、再開、閉会、今後の日程等について対応を協議する。協議結果は議員、避難者に連絡する。

ウ 傍聴者及び来訪者への対応

傍聴者及び来訪者への対応は、本庁舎防災本部の指示に従う。

余白

＜感染症への対応について＞

「危機事象としての大規模地震と新型インフルエンザの特徴」

危機事象	大規模地震	新型インフルエンザ等
特徴	幅広い影響（人・物・情報）	人的な影響が中心
	地域が限定	広範囲
	短期間の事象	長期間にわたる事象
類似事象	風水害、テロ、大規模停電	鳥インフルエンザ等の感染症

（神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成30年3月）より）

1 基本的な考え方

「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成30年3月版）」（以下「県行動計画」）によれば、県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要とされている。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要となっている。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国や県等による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要とされている。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となっている。

県議会では、こうしたことに留意し、感染症への対策を講じるものとする。

2 対象とする感染症

本BCPで対象とする感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第2条第1項に規定する「新型インフルエンザ等」とし、具体的には次のとおりとする*。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症**
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

* 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（特措法第6条）及び「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（同法第7条）が対象とする感染症。これ以外の感染症で対応が必要な場合は、本BCPに準じて対応するものとする。

** 令和3年2月の感染症法改正により同法第6条第7項に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型新型コロナウイルス感染症」が追加された。

3 発生段階について

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

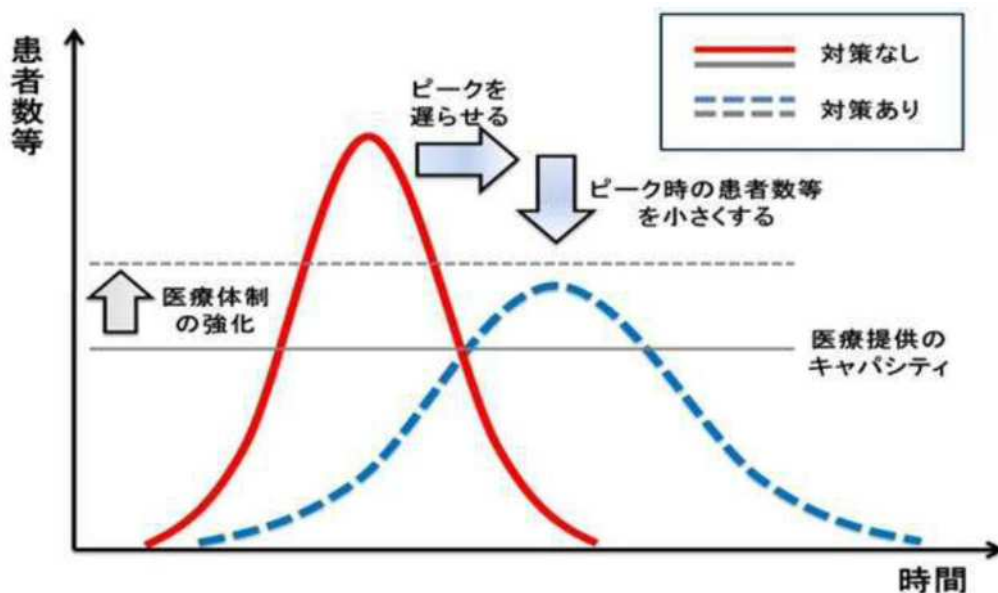
県行動計画における発生段階

県行動計画の発生段階	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県内未発生期	県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、本県以外の都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態	国内発生早期 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	本県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	国内感染期 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

県における新型インフルエンザ等対策の基本的方針

県行動計画における基本的方針は、次のとおりである。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
- (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小とする。
 - 流行のピークを遅らせ、医療体制整備等の時間を確保
 - 流行のピーク時の患者数を少なくし、患者に適切な医療を提供
 - B C Pの作成、実施等により、国民経済安定のための業務を維持



(神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成30年3月)(概要)より)

4 議会における対応

(1) 基本的な考え方

- ① 議会は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、国、県等が実施する新型インフルエンザ等対策に協力する。また、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、議会運営に関し、適切な措置を講じる。
- ② 議員は、新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人での感染対策を実践する。また、発生時に備えて、個人においても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人での対策を実施する。
- ③ 議会局は、新型インフルエンザ等発生時においても、議会運営が継続できるように、職員一人一人が感染予防対策をし、議会活動を補佐する。

(2) 発生段階に応じた対応例

感染症は、感染原因となるウイルス等の病原性等により感染経路や流行の仕方は様々と考えられるが、基本的に、発生段階に応じた対応が必要になると考えられるため、その対応例を以下に参考として記載する。

ア 海外発生期

議会の対応	○海外渡航者等による感染の危機感をもって議会活動を継続
議員の対応	○海外渡航者等による感染の危機感をもって議員活動を継続 ○海外への渡航自粛を検討 ○感染予防対策を実施（マスク着用等）
議会局の対応	○海外渡航者等による感染の危機感をもって議会業務を継続 ○感染拡大に備える（備蓄品の在庫確認等） ○感染予防対策の実施を検討（マスク着用等） ○情報収集（国、県等の情報） ○災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達

イ 県内未発生期

議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○県内感染の危機感をもって議会活動を継続 ○議会災害等対策会議の開催を検討、必要に応じて協議 ○議会としての感染予防対策を検討、必要に応じて実施（手指消毒剤の設置等） ○議員が感染した場合の対応及び公表要領を検討（必要に応じて策定）
議員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○県内感染の危機感をもって議員活動を継続 ○県外への外出、会食等の自粛を検討 ○感染予防対策の実施を検討（マスク着用等） ○感染した場合は議会局に連絡（議員が感染した場合の対応及び公表要領が策定されている場合はこれにより対応）
議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○県内感染の危機感をもって議会業務を継続 ○感染拡大に備える（備蓄品の在庫確認等） ○感染予防対策の実施を検討（マスク着用等） ○職員は県の指示に従い行動する。 ○情報収集（国、県等の情報） ○災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達

ウ 県内発生早期

議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○感染が全県に及ぶ危機感をもって議会活動を継続 ○議会災害等対策会議の開催を検討、必要に応じて開催 ○議会としての感染拡大防止に向けた取組を検討 ○感染予防対策の強化を検討（手指消毒剤の設置等） ○議員が感染した場合の対応及び公表要領の策定 ○執行機関への協力を検討、必要に応じて開始（会議室の貸出し等）
議員の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○感染が全県に及ぶ危機感をもって議員活動を継続 ○県内外への外出、会食等は、可能な限り自粛を検討 ○感染予防対策の強化を検討（マスク着用、3密（密閉、密接、密集）回避等） ○感染した場合は議会局に連絡（議員が感染した場合の対応及び公表要領が策定されている場合はこれにより対応）
議会局の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○感染が全県に及ぶ危機感をもって議会業務を継続 ○感染拡大に備える（備蓄品の追加発注等） ○感染予防対策の強化を検討（マスク着用、3密（密閉、密接、密集）回避等） ○職員は県の指示に従い行動 ○情報収集（国、県等の情報） ○災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達

エ 県内感染期

<p>議会の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言が発出された場合は、国や県の方針等に従い行動する。 ○県内の感染拡大による医療提供体制がひっ迫する危機感をもって議会活動を継続 ○議会災害等対策会議の開催 ○議会としての感染拡大防止に向けた取組を協議 ○感染予防対策を充実 ○議員が感染した場合の対応及び公表要領の運用 ○執行機関への協力を実施（会議室の貸出し等）
<p>議員の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言が発出された場合は、国や県の方針等に従い行動する。 ○県内の感染拡大による医療提供体制がひっ迫する危機感をもって議員活動を継続 ○県内外への不要不急の外出、会食の可能な限りの自粛など、感染予防対策の強化を検討 ○感染した場合は議会局に連絡（議員が感染した場合の対応及び公表要領により対応）
<p>議会局の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言が発出された場合は、国や県の方針等に従い行動する。 ○県内の感染拡大による医療提供体制がひっ迫する危機感をもって議会業務を継続 ○感染拡大に備える（備蓄品の追加発注等） ○県内外への不要不急の外出、会食の自粛など、感染予防対策の強化を検討 ○職員は県の指示に従い行動（テレワークなど） ○情報収集（国、県等の情報） ○災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達

オ 小康期

<p>議会の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○感染再拡大を招かないよう感染防止対策を継続 ○必要に応じ、議会災害等対策会議を開催、対応を協議 ○段階的に感染防止対策に係る取組を緩和
<p>議員の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○感染再拡大を招かないよう感染防止対策を継続 ○感染状況に注意しながら議員活動を継続 ○感染した場合は議会局に連絡（議員が感染した場合の対応及び公表要領により対応）
<p>議会局の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○感染再拡大を招かないよう感染防止対策を継続 ○段階的に感染防止対策に係る取組を緩和 ○職員は県の指示に従い行動（テレワークなど） ○情報収集（国、県等の情報） ○災害対策本部等の会議が開催された場合は、会議に出席し、内容や結果等を議員に伝達

国における業務継続計画及び事業継続計画の定義

○業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

（平成28年2月内閣府（防災担当）「内閣府大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」）

○事業継続計画（BCP）と業務継続計画（COOP）

緊急時の重要業務の継続を目的とした計画を、米国では、民間企業を対象としたものはBCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）と呼び、官庁を対象としたものはCOOP：Continuity of Operation（業務継続）と呼んでいる場合が多い。

両者の用語はほとんど同じ意味で使われている場合も多い。しかし、BCPは事業継続のためのブランド維持、マーケットシェア確保、顧客保護等も含めた広い目的を有するものであるのに対して、COOPは業務継続の担保が中心課題であるとする見方もある。

また、民間企業の場合は、社員やその家族等の人命救助や二次災害の防止と並んで、事業(Business)の継続が最優先事項の1つであるのに対して、官公庁の場合は危機的状況の下での重要な業務(Operation)の中断防止が目的であることが名称にも反映されているのであり、両者には基本的に大きな差が無いとする見方もある。

米国を例にするだけでも、このようにBCPとCOOPの概念整理についていろいろな見方がある中で、どちらかの用語を用いることは混乱を招く恐れもあることから、本ガイドラインでは、計画の名称を、和名の「業務継続計画」に統一することとした。

和名の「事業継続計画」と「業務継続計画」の使い分けについては、企業等の場合には多数の「業務」が相互に連携しながら実施され、全体として一つの「事業」を構成するということが多いのに対して、官公庁の場合には業務の総体を「事業」と呼ぶことも一般的ではないことから、「業務継続」という呼称の方が馴染みやすいものと考えられる。本ガイドラインにおいても、その考え方により「業務継続計画」という呼称を用いることとした。

（平成19年6月内閣府（防災担当）「中央省庁業務継続ガイドライン第1版～首都直下地震への対応を中心として～」）

神奈川県議会基本条例（抄）

（大規模な災害その他の緊急事態への対応）
 第11条 県議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確に状況の把握その他の調査活動を行うとともに、県議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。
 2 県議会は、前項の調査活動及び対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の整備その他の措置を講ずるものとする。

神奈川県議会議員災害活動要綱	神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱	議会災害等対策会議要綱
<p>（趣旨） 第1条 この要綱は、神奈川県内において、自然災害その他の危機事象が発生した場合における神奈川県議会議員（以下「議員」という。）の災害活動のために必要な事項を定める。 （定義） 第2条 この要綱における自然災害その他の危機事象（以下「危機事象」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 東海地震に関する警戒等 ア 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱第2条の規定に基づき神奈川県東海地震注意情報時対策本部が設置された場合 イ 大規模地震対策特別措置法第16条の規定により神奈川県地震災害警戒本部が設置された場合 (2) 災害等の発生 ア 災害対策基本法第23条の規定により神奈川県災害対策本部が設置された場合 イ 県民の生命、身体及び財産に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事象であると議長が認めた場合 （危機事象発生時の議員の役割） 第3条 議員は、危機事象が発生したときは、議長への安否連絡を行うとともに、自らの安全を確保しつつ、当該危機事象に伴う災害等の状況を確認し、必要に応じ、地域の一員としての災害対応活動に努めるものとする。 （議員への情報提供） 第4条 神奈川県議会会議会局長（以下「局長」という。）は、危機事象が発生したときは、速やかに当該危機事象に係る情報を議長及び副議長に報告することとする。</p>	<p>（目的） 第1条 この要綱は、神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部に設置される議会部の職員配備編成計画等の策定、神奈川県議会議員（以下「議員」という。）の災害活動の支援及びその他議会部の災害対策に関して必要な事項を定める。 （組織及び分担業務） 第2条 議会部の組織及び分担業務は、別表のとおりとする。 （職員配備編成計画等） 第3条 神奈川県災害対策本部要綱（以下「災对本部要綱」という。）第13条第1項及び神奈川県地震災害警戒本部要綱（以下「警戒本部要綱」という。）第13条第1項の規定に基づく職員配備編成計画等（以下「配備計画等」という。）は、部長が別に定める。 2 配備計画等において参集した職員のうち指揮者の代行順序は、部長が配備計画等において定める。 3 配備計画等に基づく職員の配備が長時間に及ぶ場合は、各班長は配備職員を適宜交替させる。 4 災对本部要綱第10条第1項及び警戒本部要綱第10条第1項の規定による本部連絡員等は、部長が別に指定する。 （勤務時間外、休日等の連絡体制） 第4条 勤務時間外、休日等における連絡は、配備計画等に定める勤務時間外・休日等の連絡系統図により行う。 （緊急参集場所等） 第5条 勤務時間外、休日等において、配備計画等に基づく職員の緊急参集場所は、原則として議会局とする。 2 前項により参集した職員は、部長が別に定める災害対策行動表により行動する。 3 職員の緊急参集場所として、災</p>	<p>（目的） 第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）第113条の2第4項の規定に基づき、議会災害等対策会議（以下「災害等対策会議」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。 （構成） 第2条 災害等対策会議は、次の者で構成する。 (1) 議長及び副議長 (2) 所属議員数4人以上の会派の団長 (3) 議会運営委員会の委員長及び副委員長 (4) 必要に応じ議長が指名する議員 （協議事項） 第3条 災害等対策会議は、県災害対策本部等との連携の下に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うとともに、災害等応急対策を円滑に推進するため、次に掲げる事項について協議又は調整するものとする。 (1) 災害等の状況に係る情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 災害等応急対策に係る住民の要望の伝達に関すること。 (3) 災害等応急対策に係る国、執行機関等への提言等に関すること。 (4) 災害等応急対策に係る取組方針に関すること。 (5) その他災害等応急対策の推進について座長が必要と認める事項に関すること。 （招集等） 第4条 災害等対策会議は、議長が招集し、座長となる。 2 座長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。 （代理出席） 第5条 会派の団長に事故があると</p>

神奈川議会議員災害活動要綱	神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱	議会災害等対策会議要綱
<p>2 前項に規定する場合において、局長は、議長の指示を受けて、ファクシミリ、電子メール又は議会クラウドシステムその他の適切な方法により、議員に対して、正確かつ適時に危機事象に係る情報を提供し、議長の指示を伝達するものとする。 (議長への連絡)</p> <p>第5条 議員は、危機事象が発生したときは、速やかに自己の安否及び罹災状況等について、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、議長に連絡しなければならない。</p> <p>(1) 件名(安否連絡、情報提供、その他) (2) 発信議員名 (3) 発信場所(事務所、自宅、その他) (4) 連絡年月日 (5) 安否確認、情報提供その他に係る具体的な内容</p> <p>2 議員は、前項に規定する方法による連絡ができない場合であって、神奈川県災害対策本部又はこれに相当する対策本部(各地域県政総合センターに設置。以下「現地本部」という。)が設置されたときは、当該現地本部の長に対し、議長への連絡を依頼しなければならない。</p> <p>3 議員は、通信連絡手段の障害等により、第1項又は前項の規定による連絡又は依頼を行うことができない場合は、通信連絡手段の障害等が回復した後、速やかに第1項又は前項の規定による連絡又は依頼を行わなければならない。 (情報の受伝達)</p> <p>第6条 議長は、危機事象が発生したときは、議員に対して当該危機事象に係る情報を神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱第6条に定める議会部災害情報センターを通じて、適時的確に提供するものとする。</p> <p>2 議員は、危機事象の発生から議長が適当と認めるまでの間において、災害対応活動に伴う要望等を行う場合は、個人の生命に急迫した危険があるときを除き、議会部</p>	<p>対本部要綱第15条第1項及び警戒本部要綱第15条第1項に規定するあらかじめ指定された場所は、各地域県政総合センターとする。</p> <p>4 各地域県政総合センターに設置された神奈川県の現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)に参集した職員は、災害情報を把握し、所管区域内の議員と連絡を密にしなが、現地本部長の指揮のもと、災害対策活動に努める。 (議会部災害情報センターの設置等)</p> <p>第6条 部長は、必要に応じて議会部に次の役割を持つ議会部災害情報センター(以下「部情報センター」という。)を議会図書室内に設置する。</p> <p>(1) 災害情報の一元的管理 (2) 議員及び職員の安否及び罹災状況の整理 (3) 災害対策活動に伴う議員からの要望及び要請等の窓口 (4) その他議員の災害対策活動に必要な情報の収集及び提供</p> <p>2 部情報センターは調査班が所管し、調査班長の指揮のもと、総務班及び議事班との連携の上、運営されるものとする。</p> <p>3 部長は、部情報センターが円滑かつ効率的に運営できるよう、災害情報等の収集及び提供に努める。</p> <p>4 部長は、議員から災害対策活動に伴う要望及び要請等があった場合は、速やかに関係部局に伝達し、その後の処理状況を把握しながら、必要に応じて議員に報告する。 (災害情報等の伝達及び提供)</p> <p>第7条 部長は、次の各号に掲げる各本部がとりまとめた災害情報等について、速やかに議長及び副議長に伝達し、議長の指示を受けて、議員に対して情報提供する。</p> <p>(1) 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱第2条の規定により設置される神奈川県東海地震注意情報時対策本部 (2) 大規模地震対策特別措置法第16条により設置される神奈川県地震災害警戒本部 (3) 災害対策基本法第23条により設置される神奈川県災害対策本部</p>	<p>きは、その所属する会派は、代理人を出席させることができる。</p> <p>2 会派の団長は、あらかじめ代理人を定め、議長に届け出なければならない。 (定足数)</p> <p>第6条 災害等対策会議は、半数以上の委員(代理人を含む。以下この条において同じ。)が出席しなければ開くことができない。ただし、交通手段の途絶その他災害発生に伴う事由により委員の半数以上が出席できないときは、座長は出席している委員に諮り開催することができる。 (意見聴取等)</p> <p>第7条 災害等対策会議は、必要に応じ、行政関係者、委員でない議員又は専門的事項に関し学識経験を有する者から説明又は意見を聴くことができる。 (公開等)</p> <p>第8条 災害等対策会議は、これを公開する。ただし、座長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。</p> <p>2 災害等対策会議の傍聴については、団長会の例による。 (記録)</p> <p>第9条 座長は、会議記録を作成する。</p> <p>2 公開する記録には、非公開の会議の議事は記載しない。</p> <p>3 会議記録は、要点記録とすることができる。 (事務)</p> <p>第10条 災害等対策会議の事務は、議会局総務課において行う。 (補足)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、災害等対策会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年5月31日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。</p>

神奈川県議会議員災害活動要綱	神奈川県災害対策本部及び神奈川県地震災害警戒本部の議会部の災害対策要綱
<p>災害情報センターに伝達するものとする。</p> <p>3 局長は、議長の統括の下、神奈川県災害対策本部と神奈川県議会との間において、円滑な情報受伝達を行い、議会の意思を的確に伝達することとする。 (会期中の対応)</p> <p>第7条 議長又は委員長等は、本会議又は委員会等の開催中に、危機事象が発生した場合は、直ちに休憩等の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 その後の対応については、議会運営委員会を開催し、協議するものとする。</p> <p>3 会期中において、本会議又は委員会等を開催していない場合も前項と同様とする。 (閉会中の対応)</p> <p>第8条 議会閉会中において、危機事象が発生し、議員から臨時会又は委員会等の開催について要請がある場合、局長は速やかに議長、副議長及び委員長等と協議し、その結果を関係議員等に連絡するものとする。</p> <p>2 前項に規定する要請がない場合、議会運営委員会の委員長は、原則として危機事象が発生した日から起算して5日目に同委員会を招集し、臨時会又は委員会等の開催について協議するものとする。 (職務の代行)</p> <p>第9条 議長に事故があり連絡がとれないときは、副議長がこの要綱における議長の職務を代行する。</p> <p>2 議長及び副議長ともに事故があり、連絡がとれない場合は、議会運営委員会の委員長がこの要綱における議長の職務を代行するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年5月18日から施行する。</p> <p>2 神奈川県議会議員災害活動要綱(平成9年3月24日)は、廃止する。</p> <p>各条の関係の説明 [参考]</p> <p>第1条関係 この要綱は、自然災害その他危機事象が発生した場合における神奈川県議会議員の災害活動のために必要</p>	<p>2 部長は、前項に規定する情報提供に当たっては、ファクシミリ、電子メール又は議会クラウドシステムその他の適切な方法により、議員に対して、正確かつ適時に災害情報を提供するものとする。 (会期中の対応)</p> <p>第8条 本会議又は委員会等の開催中に、前条第1項各号に掲げるいずれかの事項に該当する事態が生じた場合、部長は議会の運営について、議長、副議長及び委員長等と連絡を密にしながら、迅速かつ的確な対応に努める。</p> <p>2 会期中において、本会議又は委員会等が開催されていない場合も前項と同様とする。 (閉会中の対応)</p> <p>第9条 議会閉会中に、第7条第1項各号に掲げるいずれかの事項に該当する事態が生じ、議員から臨時会又は委員会等の開催について要請がある場合、部長は速やかに議長及び副議長又は委員長等と協議し、その結果を関係議員等に連絡する。</p> <p>2 前項に規定する要請がない場合、部長は原則として災害発生の日から起算して5日目に開催する議会運営委員会に関し、議長、副議長、議会運営委員会の委員長及び副委員長等と協議する。 (班の組織及び分担業務等)</p> <p>第10条 議会部のより円滑な運営を期するため、班ごとの組織、分担業務、配備計画、勤務時間外・休日等の連絡体制等については、配備計画等において定める。 (部長への委任)</p> <p>第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、部長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成9年3月24日から施行する。</p> <p>2 神奈川県議会災害対策連絡要綱は、廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日か</p>

<p>な事項を定めるものであるが、危機事象の種類により、県内のみならず隣都県で発生し、議長が必要と認めた場合もこの要綱を適用するものとする。</p> <p>★ 警戒宣言 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発令します。(大震法 第9条)</p> <p>★ 大規模地震対策特別措置法 第16条 抜粋 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は、市町村長は、都道府県地震災害警戒本部又は、市町村地震災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>★ 災害対策基本法 第23条 抜粋 都道府県又は、市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときには、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。</p> <p>★ 危機事象 神奈川県議会が想定する危機事象とは、下記に記載のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大地震を含む風水害等の自然災害が発生した場合 ・新型インフルエンザ等が発生した場合 ・外部からの攻撃による武力攻撃事態または武力攻撃予測事態が生じた場合 	<p>ら施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年7月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年12月26日から施行する。</p> <p>別表(略)</p>
---	---

